

第1節 種畜等、家畜受精卵、種卵及び精液の配布

（種畜等及び家畜受精卵等の配布）

第23条 センターは、家畜の改良及び増殖を図るため、センターが保有する種畜等並びに家畜受精卵、種卵及び精液（以下「家畜受精卵等」という。）の配布を行うものとする。

（種畜等及び家畜受精卵等の配布の対象者）

第24条 種畜等及び家畜受精卵等の配布を受けることができる者は、当該種畜等及び家畜受精卵等を用いることにより我が国における家畜等の改良及び増殖並びに飼養管理の改善に資することができる者としてセンターが認める者とする。

第25条 削除

（種畜等及び家畜受精卵等の配布契約）

第26条 センターは、種畜等及び家畜受精卵等の配布を受けるべき者と種畜等配布契約又は家畜受精卵等配布契約を締結するものとする。

2 種畜等配布契約又は家畜受精卵等配布契約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）配布目的
- （2）種畜等の品種及び名号（家畜受精卵等配布契約にあっては、家畜等の品種及び名号）
- （3）配布対価
- （4）引渡時期
- （5）引渡場所
- （6）その他必要な事項

（種畜等及び家畜受精卵等の配布の対価）

第27条 センターは、種畜等又は家畜受精卵等の配布に際して、対価を徴収するものとする。

2 前条第1項の契約を締結した者は、センターの指定する期日までにセンターの指定する方法により、種畜等又は家畜受精卵等の配布の対価をセンターに納付しなければならないものとする。

（異動報告書の提出）

第28条 種畜等の配布を受けた者は、種畜等の引渡しを受けた日から1年以内に当該種畜等が死亡し、又は理事長の承認の下で当該種畜を売却し、若しくはと畜したときは、遅滞なく異動報告書をセンターに提出しなければならないものとする。

（都道府県への情報提供）

第29条 センターは、都道府県における家畜等の改良及び増殖の推進及び防疫上の観点から、家畜等及び家畜受精卵等の配布状況について随時都道府県に情報提供を行うものとする。

（種畜以外の家畜の配布）

第30条 センターは、保有する家畜の効率的な利用及び家畜の改良増殖の効果的な推進を図るため、第4条に規定する業務の実施に支障のない範囲内で、第23条に規定する種畜以外の家畜の配布を行うことができるものとする。

2 第24条及び第26条から前条までの規定は、前項の配布について準用する。